

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024

名古屋市子どもに関する総合計画

令和5年度における実施状況

令和6年9月

名古屋市

はじめに

本市は、なごや子どもの権利条例第20条の規定により、令和2年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画」を策定し、めざすまちの姿の実現に向け、各種事業を進めております。

このたび、なごや子どもの権利条例第21条の規定により、この計画の令和5年度における実施状況を取りまとめ、公表いたします。

今後も、この計画の着実な推進に向け、事業を実施していきます。

目次

1	なごや子ども・子育てわくわくプラン2024の概要	1
2	令和5年度の実施状況の概要	6
3	令和5年度実施状況（個別事業の進行状況）	9
	施策1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	9
	施策2 子どもの健康の支援	14
	施策3 居場所と安全の支援	21
	施策4 学びの支援	25
	施策5 多様な交流と体験の支援	31
	施策6 子ども・親総合支援	40
	施策7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	47
	施策8 経済的負担の軽減	52
	施策9 地域全体での子育て支援	55
	施策10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	58
	施策11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進	63
	施策12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	65
	施策13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	69
	施策14 児童虐待等への対応	72
	施策15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	77
	施策16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	82
	施策17 社会的養育が必要な子どもへの支援	86
	施策18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	88
	施策19 外国につながる子どもとその家庭への支援	94
	施策20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	97
4	ご意見募集	110

1 「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画」の概要

1 策定の趣旨、位置づけ

- 子ども・若者・子育て家庭に関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定しています。
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定しています。
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づけています。
- 子ども・若者育成支援推進法の趣旨を踏まえています。
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進していきます。

2 計画の期間

- 令和2年度から令和6年度までの5年間

3 計画の対象

- すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会



なごや子どもの権利条例
マスコットキャラクター
なごっち

4 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていきます。

- (1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点
- (2) 当事者参画の視点
- (3) さまざまな困難の予防、早期発見・早期対応の視点と、一人ひとりの発達に応じた支援の視点
- (4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供やアウトリーチの視点
- (5) 名古屋市の資源や相談・支援ネットワークの活用・充実をはかる視点

5 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で見守るまちをつくります。

- (1) 子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (2) 子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
- (3) 子どもの発達などを見据え、自立した大人への成長を支えるまち
- (4) 子どもを生み育てることに喜びを感じられるまち

6 めざす姿

本計画における対象それぞれの 10、20 年後における望ましいあり方を「めざす姿」として示し、その実現に向け計画を推進していきます。

(1) 子ども

安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、物事を考え、意見を言うことができる子ども

(2) 若者

経済的、精神的に自立し、主体的に社会に参画するとともに、他者と共生し社会の担い手となり、人間的に豊かな生活をおくる若者

(3) 子育て家庭

保護者が子育てに喜びを感じ、子育てについての役割を果たすことにより、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭

(4) 社会

社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合い、子ども・若者・子育て家庭にとっての都市としての魅力にあふれる社会



7 成果指標

本計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間に、めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、「平成30年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」及び「平成30年度市政アンケート」の結果を踏まえ、成果指標と5年後に達成すべき目標値をそれぞれ設定しました。

(1) 子どもにかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 自分のことを好きと答える子どもの割合	74.6%	84.0%
② いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合	72.0%	77.0%
③ まわりの子の意見に流されず、自分の意見を言える子どもの割合	44.3%	48.0%
④ 今の生活に満足している子どもの割合	87.4%	95.0%以上

(2) 若者にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 希望しているが、就労できないため経済的に独立していない若者の割合	12.2%	8.0%
② 5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合	51.6%	60.0%
③ 社会のために役に立ちたいと思う若者の割合	42.1%	50.0%

(3) 子育て家庭にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 保護者が子育てを通じて幸福感を感じた割合	76.4%	80.0%
② 子育て中にストレスを感じた保護者の割合	23.4%	20.0%
③ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合	43.6%	35.0%
④ 仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合	26.1%	24.0%
⑤ 子どもが父親を信頼している割合	85.5%	90.0%
⑥ 子どもが母親を信頼している割合	93.5%	95.0%以上

(4) 社会にかかる成果指標

成果指標	現状値 (H30年度)	目標値 (R5年度)
① 子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合	39.2%	47.0%
② 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合	31.5%	36.0%
③ 名古屋市の子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合(9項目の平均)	26.9%	23.0%

8 施策及び主な事業

めざす姿の実現に向け、課題を解決していくための取り組みを 20 の施策として体系化し、各施策を推進する事業を下表のとおり掲載します。

	施策	事業数
施策 1	子どもの権利を守り生かすことへの支援	「なごや子どもの権利条例の推進」 はじめ 12 事業
施策 2	子どもの健康の支援	「乳幼児健康診査」 はじめ 22 事業
施策 3	居場所と安全の支援	「留守家庭児童健全育成事業」 はじめ 12 事業
施策 4	学びの支援	「男女平等参画出張講座」 はじめ 18 事業
施策 5	多様な交流と体験の支援	「トワイライトルーム」 はじめ 24 事業
施策 6	子ども・親総合支援	「子どもの権利擁護機関の運営」 はじめ 16 事業
施策 7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	「食育実践支援」 はじめ 20 事業
施策 8	経済的負担の軽減	「保育所等の利用者負担額の軽減」 はじめ 10 事業
施策 9	地域全体での子育て支援	「子育て応援拠点事業」 はじめ 12 事業
施策 10	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	「福祉都市環境整備の推進」 はじめ 18 事業
施策 11	多様な働き方に対応できる環境整備の促進	「子育て支援企業認定・表彰制度」 はじめ 8 事業
施策 12	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	「エリア支援保育所事業」 はじめ 18 事業
施策 13	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	「子ども・若者総合相談センター」 はじめ 7 事業
施策 14	児童虐待等への対応	「なごや子ども応援委員会の運営」 はじめ 17 事業
施策 15	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	「高校生世代への学習・相談支援事業」 はじめ 18 事業
施策 16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	「子ども適応相談センターでの不登校対応事業」 はじめ 7 事業
施策 17	社会的養育が必要な子どもへの支援	「里親等委託の推進・里親等への支援の充実」 はじめ 5 事業
施策 18	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	「地域療育センター等の充実」 はじめ 22 事業
施策 19	外国につながる子どもとその家庭への支援	「外国人の子どもに関する相談」 はじめ 11 事業
施策 20	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	「子ども食堂推進事業助成」 はじめ 40 事業

※この表に掲載している事業数は、複数の「施策」に重複掲載している事業、1つの事業名で複数の進行状況を管理している事業（「小児科救急医療体制の充実」など）、計画策定後に進行状況を管理する事業として追加した事業も含んだ数のため、各施策の事業数の合計は、実際の事業数とは異なります。

9 進捗管理

本計画は、PDCAの観点に基づき、毎年度、事業の実施状況等について把握し、なごや子ども・子育て支援協議会に報告し意見聴取するとともに、子どもを含めた市民の方に広くご意見をお聴きする取り組みを行い、点検・評価した上で、次年度以降の事業実施に生かしていきます。

本計画の期間終了後には、成果指標の目標値や、事業の計画目標の達成状況を評価することにより、本計画を総括します。

なお、本計画に包含する子ども・子育て支援事業計画については、事業の実施状況等についての点検・評価を本計画で行うとともに、確保方策の達成状況は別途進捗管理を行います。

2 令和5年度の実施状況の概要

1 個別事業の進行状況の自己評価

個別事業の実施状況欄別に、令和5年度の実績が、事業の方向性やこれまでの状況を踏まえてどのように進んでいるかを、次の5種類の区分で自己評価しています。

区分	基準
☆☆☆	順調に事業が進んでいる
☆☆	順調に事業が進んでいるが、今後の事業実施にあたり、具体的な課題や改善点がある
☆	課題や改善点があり、事業が順調に進んでいない
目標達成	計画目標を達成した
見直し	統廃合などにより事業を見直した

《進行状況の取扱い》

事業の方向性を「継続」としている事業であれば、具体的な課題や改善点が見受けられず、継続的に事業が実施できていれば「☆☆☆」としています。

事業の方向性を「拡充」としている事業で、実施施設等が前年度に比べて拡充できている場合でも、十分な量に至っていないなど、課題や改善点がある場合は「☆☆」としてことがあります。反対に、前年度に比べて拡充できていない場合でも、計画の最終年度に向けて計画目標を達成できる見込みがある場合は「☆☆☆」にすることがあります。

事業の方向性が「新規」の事業は、その事業の性質によって進行状況を判断しています。

「目標達成」は計画目標に掲げた目標を達成したため、事業自体が終了となる場合のみ該当します。計画目標を達成したものの、事業自体は継続して実施していく場合は☆による評価を行っています。

2 施策ごとの評価結果

個別事業の進行状況の評価結果を施策単位でまとめると以下のとおりです。

令和5年度の実施状況は、1事業が「☆☆」で課題や改善点が見受けられますが、その他は2事業が「目標達成」、2事業が「見直し」し、それ以外は「☆☆☆」となっています。

施 策	評価別事業数						施策 掲載頁
	☆☆☆	☆☆	☆	目標達成	見直し	合 計	
1 子どもの権利を守り生かすことへの支援	1 2	0	0	0	0	1 2	P. 9～
2 子どもの健康の支援	2 2	0	0	0	0	2 2	P. 14～
3 居場所と安全の支援	1 2	0	0	0	0	1 2	P. 21～
4 学びの支援	1 7	0	0	0	1	1 8	P. 25～
5 多様な交流と体験の支援	2 4	0	0	0	0	2 4	P. 31～
6 子ども・親総合支援	1 5	0	0	0	1	1 6	P. 40～
7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	2 0	0	0	0	0	2 0	P. 47～
8 経済的負担の軽減	1 0	0	0	0	0	1 0	P. 52～
9 地域全体での子育て支援	1 2	0	0	0	0	1 2	P. 55～
10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり	1 6	0	0	2	0	1 8	P. 58～
11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進	8	0	0	0	0	8	P. 63～
12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	1 8	0	0	0	0	1 8	P. 65～
13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	7	0	0	0	0	7	P. 69～
14 児童虐待等への対応	1 7	0	0	0	0	1 7	P. 72～
15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援	1 7	1	0	0	0	1 8	P. 77～
16 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応	7	0	0	0	0	7	P. 82～
17 社会的養育が必要な子どもへの支援	5	0	0	0	0	5	P. 86～
18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援	2 2	0	0	0	0	2 2	P. 88～
19 外国につながる子どもとその家庭への支援	1 1	0	0	0	0	1 1	P. 94～
20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進	3 9	1	0	0	0	4 0	P. 97～
合 計	3 1 1	2	0	2	2	3 1 7	

※この表に掲載している事業数について、「☆☆」の事業は、重複掲載（施策15と施策20）しているものです。

3 個別事業の進行状況表の見方

個別事業の進行状況表の見方は以下のとおりです。

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

事業名	事業概要	計画目標	令和5年度の実施状況			令和6年度の実施方針	所管局
			実績	評価			
001 なごや子どもの権利条例の推進	【拡充】 なごや子どもの権利条例の主旨や内容をわかりやすく説明したパンフレットなどによる啓発活動を実施	さまざまな機会を捉えた啓発活動による認知度の向上 子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発の実施 わかりやすいパンフレットの作成や新たな手法による広報等、積極的な広報・普及啓発の実施	●赤ちゃん訪問の際にリーフレットを配布 ●イベントでの啓発グッズの配布 3回 ●対象者に応じたパンフレット4種（大人版・くわしい版・ティーン版・かんたん版）を使用し、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施	●さまざまな機会を捉えた啓発活動や、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発の実施により、条例の認知度向上に努めた。	☆☆	引き続き、さまざまな機会を捉えた啓発活動や、子どもの権利擁護機関と連携した広報・普及啓発を実施	子ども青少年局

① 「事業名」欄

- ・わくわくプランに掲載している3桁の事業番号と事業名をそのまま掲載します。
- ・令和2年度以降に追加した事業は事業番号の後に「【R2 追加】」のように、追加した年度を掲載します。
- ・当初掲載していた事業名から変更があった場合は、事業名の後に「(令和3年度に「〇〇事業」から名称変更)」のように、事業名称を変更した年度と、名称変更前の事業名を掲載します。
- ・統廃合により、事業が廃止・見直しとなった場合は、事業名の後に「(令和3年度に事業廃止)」、「(令和3年度に〇〇「〇〇事業」に統合)」のように、統廃合した年度と、統合した事業の場合は統合先の事業番号、事業名を掲載します。
- ・複数の施策に掲載されている事業は、事業名の後に「【複・施策〇】」のように、施策番号を掲載します。

② 「事業概要」欄

- ・わくわくプラン2024掲載の「事業の概要」欄をそのまま掲載しています。「継続」、「拡充」、「新規」の事業の方向性も計画策定時の方向性をそのまま掲載しています。

③ 「計画目標」欄

- ・わくわくプラン2024掲載の「計画目標」欄をそのまま掲載しています。

④ 「実績」欄

- ・講演会等の開催回数や、参加人数、拡充した内容などを具体的に掲載します。

⑤ 「評価」欄

- ・個別事業の進行状況の自己評価結果を掲載するとともに、実績欄に掲載した内容の考え方や、自己評価に関する補足説明などを掲載します。

⑥ 「令和6年度の実施方針」欄

- ・令和6年度の実施方針を掲載します。

⑦ 「所管局」欄

- ・事業を所管する局室名を掲載します。複数の局が所管する事業は、局名を併記します。

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画 令和5年度における実施状況

について 皆さんの ご意見 を 募集 します。

名古屋市では、令和2年3月に「なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画」を策定し、なごや子どもの権利条例の理念に基づき、すべての子どもが、自分自身が持っている力を信じることで、その力を伸ばしながら育っていけるよう、子どもの権利を保障するとともに子どもの視点に立ち、子どもの健やかな育ちを社会全体で見守るまちをつくっていくこととしています。

このたび、なごや子どもの権利条例第21条の規定により、令和5年度における実施状況を取りまとめました。

このプランでは、計画の実施状況を毎年公表し、市民の皆さまとともに評価することとしています。ぜひ、皆様のご意見をお寄せください。

「令和5年度における実施状況」の冊子の主な配布・閲覧場所

- ・市民情報センター（市役所西庁舎1階）
- ・各区情報コーナー・支所
- ・市公式ウェブサイト（<https://www.city.nagoya.jp>）
トップページ＞市政情報＞分野別の計画・指針・調査結果＞子ども・青少年
＞なごや子ども・子育てわくわくプラン2024 名古屋市子どもに関する総合計画

意見募集締切

令和6年11月29日（金）まで

意見の提出方法

郵送（消印有効）、ファックス、電子メール
※様式は自由です。

意見の提出先・問い合わせ先

名古屋市子ども青少年局企画経理課（市役所本庁舎2階）
《住所》〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
《電話》052-972-3081
《ファックス》052-972-4437
《電子メール》a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

なごや子ども・子育てわくわくプラン2024
名古屋市子どもに関する総合計画
令和5年度における実施状況についての意見

き
り
と
り

[illegible]

初版	令和6年9月
編集・発行	名古屋市子ども青少年局企画経理課
	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
	電 話：(052) 972-3081
	ファックス：(052) 972-4437
	電子メール：a3081@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
